

「(仮称)山口市協働のまちづくり条例素案(最終案)」に対する意見及びこれに対する市民会議の考え方

意見提出者13名、提出意見43件

NO	最終案	いただいたご意見	意見に対する市民会議の考え方
1	<p>条文全体について</p>	<p>条例素案(最終案)に対して意見提出いたします。</p> <p>まずは、二十四名の委員の皆様の熟誠のご協議に感謝いたしご協議の成果、慶賀の極みです。「参考資料」拝読いたしますと最終案に至るまでの全力のご経過は熱心で感動しました。「自立と共生の地域社会」にふさわしいと思います。しかし「前文」の最後にありますが、”百年先二百年先へとつながるまちづくりの礎”となると“市民と市、また市民同士”のまちづくりはいいとして少し不十分の感じがします。</p> <p>私は山口市総合計画策定協議会委員として二年間意見を申しのべた者としてもう一度再考をお願いの意味で申しのべます。</p> <p>世界に冠たる理想都市(中核都市)の実現です。この功なくして協働のまちづくりはできないことです。私は、宇部市、防府市、を容れて中核都市を作ることを提言いたし私の持論です。県境がとれる新しい時代を見すえ、素晴らしい山口県の伝統を遺し、山口県のへそとして足腰の強い都市として次代に先がけ、国内の都市づくりの模範となり世界との十全の交流の礎としての中核都市をめざすべきです。日本列島西端にあってアジア各国との友好の入り口である本県にとってこの山口市という顔は新しい時代のご一新の顔でもあるはず。個性ある都市がお互い尊重しながら手をつなぐのが(協働)新しい時代の都市づくりです。何とぞご見識の上、新しい時代の新しいまちづくりの方向性のビジョンを示されることが重要です。山口市の真の発展には宇部市、防府市、が必要です。</p> <p>何とか大きな理想が明記されることを願います。時代の方向性が市民に見えるまちづくり素案(最終案)を願っています。山口市発展を心から祈りつつ。</p>	<p>この条例素案(最終案)は、市民及び市、または市民同士の協働によるまちづくりを推進するために、まちづくりの主体がその担い手としての役割を果たし、お互いに補完し協力し合いながら、住み良い山口市にしていこうとする考え方及びそれに基づくこれからのまちづくりの進め方、市民参加の仕組みづくりを規定したものです。そのため、この条例素案(最終案)では「まちづくり」の定義を、「住み良い豊かな地域社会をつくるための取組」と規定しています。具体的には、市民のみなさんが共に学びあい、文化や歴史を大切に、交流する活動により、地域を活性化する活動や、安心安全で快適に暮らせるための防犯・防災活動や環境保全・環境美化活動、地域福祉活動など、住み良い豊かな地域社会をつくるための活動や事業を「まちづくり」としており、その対象範囲をある程度限定しています。</p> <p>ご意見のような防府市や宇部市との中核都市づくりのようなまちづくりは、その対象範囲が広域にわたり、今回の協働によるまちづくりとは若干その性質が異なるものと考えます。</p> <p>ご意見のようなまちづくりは、本市のまちづくりの基本的な方向を踏まえ、めざすまちの姿を掲げている山口市総合計画に、「広域県央中核都市の形成」として謳われております。ご意見は十分に参考にさせていただきます。</p>

NO	最終案	いただいたご意見	意見に対する市民会議の考え方
2	条文全体について	<p>第3条「基本理念」の【意見等】の「住民自治の充実に、あらゆる人・組織へのまちづくりへの参加、協力が必要である」や第5条「市民の役割」の【意見等】の「市民は積極的に自治会活動やコミュニティ活動に参加することが必要」を読んで不安でいっぱいになりました。</p> <p>これは任意団体である自治会・町内会・子供会・老人会・PTA等の団体が、地域住民に強制加入を強いているお題目であるところの、「行政も私たちの活動を推奨しているから入らない方がおかしい」という考え方から出た意見だと思うのですが。</p>	<p>この条例素案(最終案)は、市民と市それぞれが共に考え、協力し、行動することによって、個性豊かで活力のある自立した地域社会の実現を図ることを目的としています。こうしたことから、第3条の「基本理念」については、『市民にまちづくりに主体的に参加してほしい』という思いを謳っています。これは、第5条の「市民の役割」の【条文の説明】にありますとおり、市民がまちづくりの主体であるという認識のもと、市民の力なくしてまちづくりを進めることができないと考えているからです。しかしながら、参加をしないことによって不利益な扱いを受けたり、参加を強制されるものではありません。</p>
3	条文全体について	<p>第8条(人づくり)の【条文の説明】の内容は、現町内会・自治会のあり方が原因になって発生した問題です。</p> <p>ざっとご近所を見回しても、生活時間帯や家庭の事情など多種多様です。ここに「昔からこうやってきた」という理由で多くのイベントや活動への参加を強制されれば、昔と違った働き方や、昔では考えられなかった家庭の事情を抱えた世帯は、役員を引き受けるどころか自治会へ所属することすら難しいのです。私には、地域コミュニティに行政サービスを丸投げする意図しか見えてきません。</p>	<p>この条例素案(最終案)の基本的な考え方としては、第3条の(基本理念)にもありますとおり、市民と市が、補完性の原則に基づき、それぞれの果たすべき責任及び役割を理解し、協働してまちづくりを推進することとしています。補完性の原則とは問題をより身近なところで解決しようとする考え方で、個人(家庭)が自立した生活を送ることを基本として、援助の必要な身近な課題は、地縁や社会的な使命を持った市民活動が支え、これらの活動では解決の難しい課題や非効率なものについては行政が担うというものです。</p> <p>行政は、地域課題の解決を地域に押し付けている訳ではありません。地域の課題に対しては地域が一番わかっていますので、まずは地域が知恵を出して、主体性を持って取り組み、地域だけでできないところは、まちづくりの主体である市民と行政、市民同士が、相互に協力し、連携して進めていくことが重要であると考えています。</p> <p>また協働によるまちづくりを推進するためには、活動(交流)拠点の整備、意識啓発、情報発信などの環境づくりや様々な地域の活動や市民の活動が活性化するための『人づくり』が非常に重要になると考えています。</p>

NO	最終案	いただいたご意見	意見に対する市民会議の考え方
4		<p>第2条2項の定義によれば、市内に住む住民と一時的、一過性の活動をする団体とが同じ権利を有しているのは、実質的な不平等と思います。又、市外の団体にまで市民として様々な権利を認めれば、余計は混乱と障害を招く事が予想されます。市民の定義は「市内に在住する人」としてください。</p> <p>第4章の「市政への参画」を市外の団体にも認めるのは、諸々の政策合意が困難になると思います。従って、2条の市民の定義を変更することが必要です。</p> <p style="text-align: center;">【同様の意見 他3件】</p>	<p>【条文の説明】や【意見等】にもありますとおり、市民会議の中でも『住民以外を「市民」とすることは、住民感情や権利関係を考えると検討が必要ではないか。』『市内に住んでいる人と市外から来る人を対等とすることはできないのではないか。』『市民』を考える上で、中心となるのは住民ではないか。』という意見もありました。</p> <p>しかし『山口市のまちづくりに関わりたい人を「市民」から外す必要はないと思う。』や『山口市のまちづくりを広げていく意味からも「市民」に含めてもよいのではないかと思う。』という意見も多かったことから、この条例素案(最終案)ではまず「市民」は住民を基本に考え、住民以外に山口のまちづくりに関わる人や団体を含めて定義することとしました。</p> <p>この条例素案(最終案)では、「市民」を次のように考えています。</p> <p>①市内に居住している者 ②市内に通勤又は通学している者と市内で公共的な活動をしている者又は団体</p> <p>このように、「市民」について「住民」を基本に考え、市民の範囲を広げて定義しているのは、地域社会が抱える様々な課題の解決やまちづくりを進めていくためには、山口市に関係する幅広い人々が力を合わせていく必要があると考えたからです。</p>
5		<p>市民は通常「市内に居住する人」のみと考えます。</p> <p>広く意見を求めたいからといっても、市民の枠を広げすぎだと思えます。</p>	
6	<p>第2条 市民の定義 について</p>	<p>「市民」を行使しようと思えば、やっぱり、市納税者や、山口市に住所を置くものに限定すべきでは、いたずらに混乱を招く恐れがある。外部からの参加者は「参考として聞く」とどめるべき。</p> <p>第14条について、市民が幅広いため、ここでも、どんな団体、人でも活動できてしまい、山口市在住の者の参加の意味合いがない。市民の定義を納税者や山口市に住所をおく者と限定するべき。</p> <p>第17条について2条と同じだが、市民が幅広いため、ここでも、どんな団体、人でも企画・立案できてしまい、山口市在住の者の参加の意味合いがない。市民の定義を納税者や山口市に住所をおく者と限定するべき。混乱を招く恐れがある。</p>	
7		<p>日本では、性善説的な法律や条例が多く見られますが、実用面からでは悪用されることを考慮して条例をつくる必要があるので「市民」の定義を明確にするために「市内に在住する人」としてほしいと思います。</p> <p>多くの人の意見で山口市が良くなっていくことは賛成ですが、一時的に山口市にやってきて、自分たちの主張を通すために組織的な活動することまで「市民」と位置づけるのには無理があると思います。</p>	
8		<p>市民の定義を「市内に在住する人」として下さい。市内に住んで居ない(住民票のない人)まで市民としての権利を認めることは、理に合わないと思います。変更して下さい。</p>	

NO	最終案	いただいたご意見	意見に対する市民会議の考え方
9	第2条 市民の定義 について	第2条の市民の定義は問題です。山口市に生活の拠点を置き、日常的に自治体の活動を支えている人と、そうでない人や団体を同列に置くのは反対です。 しかも計画の立案から実施、評価までに参画する権利を同等に保障するのは実質的な不平等だと思います。 市民は「市内に在住する人」としてください。	【条文の説明】や【意見等】にもありますとおり、市民会議の中でも『住民以外を「市民」とすることは、住民感情や権利関係を考えると検討が必要ではないか。』『市内に住んでいる人と市外から来る人を対等とすることはできないのではないか。「市民」を考える上で、中心となるのは住民ではないか。』という意見もありました。 しかし『山口市のまちづくりに関わりたい人を「市民」から外す必要はないと思う。』や『山口市のまちづくりを広げていく意味からも「市民」に含めてもよいのではないかと思う。』という意見も多かったことから、この条例素案(最終案)ではまず「市民」は住民を基本に考え、住民以外に山口のまちづくりに関わる人や団体を含めて定義することとしました。 この条例素案(最終案)では、「市民」を次のように考えています。 ①市内に居住している者 ②市内に通勤又は通学している者と市内で公共的な活動をしている者又は団体 このように、「市民」について「住民」を基本に考え、市民の範囲を広げて定義しているのは、地域社会が抱える様々な課題の解決やまちづくりを進めていくためには、山口市に関係する幅広い人々が力を合わせていく必要があると考えたからです。
10		「市内で公共的な活動を行う団体」が市民となっていますが、いろんな団体があり、市民としての権利を認めれば、無理難題の要望、陳情の提出があり、市政の施策に取り入れるのは難しいと思われるので、市民の定義は「市内に在住する者」とすべきです。	
11		「市内に通学する者」を市民として認めることは学生の本分、また責務、責任が果たせるのか疑問があり、市民の定義を「市内に在住する者」とすれば、市内の学生も含まれるので、市民の定義は「市内に在住する者」とすべきです。 定義は「市内に在住する人」としてほしいです。理由は、他地区に住する人であっても山口市で活動すれば何かと権利が与えられるという定義では山口に住まいしている人との区別もなく不平等です。幅広くいろんな人に意見を聞き、市政に関わってよくしてもらいたいという意図があるにしても、あまりにもひどすぎます。市民という意味が混乱します。はっきりと山口市にすんでいる人という内容にすべきだと思います。 再検討をよろしくお願いします。	
12	第2条 地域コミュニティ について	第2条地域コミュニティに関して 各種団体を一括してありますが、「自治会」は大きな役割を担うので単独で規定し、役割を明確にして欲しいです。 【同様の意見 他2件】	ご意見のとおり、「自治会」がこれまでも地域づくりに大きな役割を担ってきたことは十分認識しています。また、これからも重要な役割を担うものと考えています。 【条文の説明】にもありますように、住み良い地域社会をつくることを目的として構成された集団は「自治会」だけではなく、子ども会や老人クラブ、PTAなども地域性と共同意識を基盤に、自主的に形成され、地域内の課題に自ら取り組んでいます。 そのためこの条例素案(最終案)では、これらの地域内の生活環境や暮らしを良くしたり、つながりや親睦を深める活動に関わる組織や団体を『地域コミュニティ』としています。 これからの住み良い地域社会づくりには、活動しやすい環境づくりのほか、地域コミュニティを構成する自治会や子ども会、PTAなど様々な団体の連携、そして地域コミュニティと市民活動団体などとの連携も必要であると考えています。
13		地域コミュニティの主体は、自治会を中心とするよう改正してほしい。PTAや婦人会とあるが、自治会の役員とかねてることも多い。また、全部同等にするより地域の活性化も考えるなら、自治会を中心に進めるべきではないか。	
14		各種団体を一括りにしないで、自治会は単独で規定し、役割を明確にして欲しいです。自治会は大きな役割を担っていると思われるので是非、再考をお願いします。	

NO	最終案	いただいたご意見	意見に対する市民会議の考え方
15	第4条 市民の権利 について	第4条の権利の規定は、権利保障としないで、行政の負担が少ない「行政義務規定」とするほうが良いし、混乱を招かないと思います。権利保障とすれば、権利行使について詳細な手続き規定が必要となります。第17条との関連もあり、権利の乱用を招く恐れがあります。 【同様の意見 他3件】	【条文の趣旨】や【条文の説明】にもありますように、この第4条ではまちづくりの原動力となる市民個人の権利に重点を置いており、市民がまちづくりに参加する権利や市政に意見を提言し、参画する権利を規定し、またその前提として、行政が保有するまちづくりに関する情報を自ら取得し、その情報を知る権利があるととしています。 この市民の権利は「自治体の運営はその自治体の市民の意思に基づき、市民の参加によって行われるべき」という「住民自治」の考えのもと、自治体経営に広く市民が参加し、地域内の課題をその地域のことを一番知っている市民が主体的に解決し、まちづくりを進めていくための基本的な権利であると考えています。
16		権利ばかり保障されていて、クレームばかり増え、権利を行使すれば市の行政が停滞するのでは。権利保障の条項は削除するべきです。	
17	第4章 市政への 参画について	第17条2項の「参画機会の確保に努めなければならない」としているにもかかわらず、参画する方法を第18条で「パブリック・コメント」しか定めていないのは不十分です。 【同様の意見 他3件】	市政への参画の手法については、第17条第2項で「参画機会の確保に努める」ほか、第18条の「パブリック・コメント」だけでなく、第19条で附属機関の委員として市民が市政に参画することも謳っています。 また附属機関等は、設置目的や役割が多様であり、専門性が必要とされる場合も多くありますので、第19条第2項では、委員の構成については、市民の多様な意見が反映されるように男女比率、年齢構成、地域性等を考慮し、幅広い分野から人材を登用するように努めることとしています。
18	第19条 附属機関等 の委員につ いて	委員の選任では、議員からの参加もあって良いのではないかと	地方自治は、住民により選ばれた執行機関である市長と議決機関である議会の二元代表制間接民主主義を採用し、お互い独立対等の立場に位置付けられています。市長と議会は車の両輪と例えられており、それぞれがお互いに役割を分担しながら、住民の福祉の増進を目指し、市政の運営が円滑に進むように取り組んでいます。 第19条は、行政のプロセスにおいて重要な役割を担う、「市民」の市政への参画を実現する重要な方法の一つとして位置づけられている長の附属機関等の委員選任のあり方について定めています。 なお法令に定めがあるなど特別な事情がある場合は、議員が委員に選任されることもあります。
19	第26条 推進委員会 の組織につ いて	議員も入れてたほうがよい。	この条例素案(最終案)では、まちづくりを豊かな地域社会をつくるための取組と捉え、より身近な地域づくりに市民の参加と協働によるまちづくりのルールについて検討し、市民と行政の関わりについて規定しています。 そのため、この推進委員会については、地域社会を支える各主体により協働のまちづくりを進めるというこの条例の基本理念を踏まえ、公募委員をはじめ、地域社会を担う各種の主体や学識経験者等により構成し、市民の立場からこの条例の適切な運用の進行管理を行うとともに、市における協働事業や市民活動推進施策等の状況を把握し、その問題点や改善策などについて検証し、意見提言を行うものとしています。

NO	最終案	いただいたご意見	意見に対する市民会議の考え方
20		<p>「最大限に尊重する」との規定は不要です。諸々のルールや仕組み等を実情に合わせての改正が必要ですから実績を積み重ねることが大切だと思います。</p> <p>【同様の意見 他1件】</p>	<p>市民や地域コミュニティ、市民活動団体、事業者、行政などまちづくりに関わる様々な主体がこの条例の趣旨を理解し、行動することによってこの条例の価値が高まっていくと考えています。こうしたことから、この条例素案(最終案)で規定している事項を、市民と行政が最大限に尊重しながら、協働によるまちづくりを推進するものとしています。</p> <p>ご意見のとおり、協働によるまちづくりを進めるには、市民と行政共に経験の積み重ねが必要であると考えています。</p>
21	<p>第27条 条例の尊重について</p> <p>最大限に尊重するは不要です。どの条例も最大限に尊重するものです。この条例だけが特別ではありません。</p>		
22	<p>第27条 条例の尊重について</p> <p>条例を「最大限に尊重する」との規定はいらな いと思います。まちづくりのルールや仕組みを定 めるものであれば、実情に合わせて改正が必要 ですから、第28条の「条例の見直し」の規定を待 つまでもなく、改正は当然です。最初からこのよ うな規定をするよりも、最大限尊重されるような条 例に運用して、実績を積み重ねることが大切と思 います。</p> <p>【同様の意見 他1件】</p>		
23	<p>第28条 条例の見直し について</p> <p>必要に応じ見直しを行うという条文自体不要で す。 どんな条例も必要ならば見直します。</p>	<p>ご意見のとおり、条例は、社会経済情勢等の変 化により必要な見直しが常に行われますが、あ えて明示的な規定を置くことで、この条例が市民 とともに見直しを行い、必要に応じて改正する 「市民が見守り、育てる条例」を目指していること を示しています。</p>	
24	<p>第28条 条例の見直し について</p> <p>見直しについては、きちんと5年ごとに見直す とすべき。 他の行政も数年間と規定している。逆に期日 を設けないのは、ある団体のやり方であり、公平 でない。</p>	<p>【意見等】にもありますとおり、市民会議の中 でも『見直しを積極的に行う姿勢を●年という形 でアピールしたほうがよいのではないか。』とい う意見がありました。</p> <p>しかし『条例の見直しよりも協働の推進に力 を注ぐほうが良いこともある。その場合には、年 数規定がネックになることも考えられる。』や『 絶えず条例を点検するという姿勢が出せればよい。 必要に応じてで、いいのではないか。無駄な事 務はやらないほうがよい。直すところがないの に委員会を招集しても意味がない。』という意 見もありました。</p> <p>この条例で重要なことは、『あえて明示的な 規定を置くことで、条例を市民とともに見直し を行い、必要に応じて改正する「市民が見守り、 育てる条例」を目指す。』ことであるという考 えから、見直しの期間や年数は入れないことと しました。</p>	

NO	最終案	いただいたご意見	意見に対する市民会議の考え方
25	その他	<p>第5章に市の責務が規定してありますが、議会によるチェックシステムが重要と思います。多くの市民や団体が参加する中での公平、適正、効率、是非の有無等をチェックする議会の役割、責務を明示するようしてください。</p> <p>【同様の意見 他2件】</p>	<p>この条例素案(最終案)では、まちづくりを豊かな地域社会をつくるための取組と捉え、より身近な地域づくりに市民の参加と協働によるまちづくりのルールについて検討し、市民と行政の関わりについて規定しています。この条例素案(最終案)は、自治体や自治のあり方について規定したのではなく、また、地方自治は執行機関である長と議決機関である議会による二元代表制間接民主主義を採用し、議会の権能については憲法や地方自治法で規定をされていますことから、今回はこの条例素案(最終案)の中に議会の役割については謳っていません。</p> <p>また、第5章の市の責務を含めこの条例の目的が実現されているか、条文の趣旨に沿った運用がなされているかなど、その進行を管理し、実効性を確保することが重要になることから、第24条で、この条例の適切な運用状況を市民の立場から見守り、条例の進行管理と見直しなどについて意見を述べるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、「山口市協働のまちづくり推進委員会」を設置することを定めています。</p>
26		<p>議会のことが書かれていないようです。チェック機関としての議会の役割は大切だと考えます。「議会の責務」として入れて欲しい。</p>	
27		<p>チェック機関として、議会の責務も入れてほしい。</p> <p>NPOなどへは税金が使われても、どのように使われているかのチェックが甘いと聞いている。税金が絡むのだから、議会などを活用して、きちんと情報を公開し、正しく税金を使うようにしてほしい。</p>	
28		<p>市の責務の中で、議会のチェックの役目を明確にする必要があると思われます。「市民」によって選ばれた議会の役割をこの条例内に明示することでチェック機能が働くと考えられます。</p>	